

# 住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失している方へ

～ 住居確保給付金のご案内 ～

## 港区生活・就労支援センター

〒106-8515 港区六本木5-16-45

麻布地区総合支所2階

電話 03-5114-8826

FAX 03-3505-3501

令和5年4月1日改訂版

## 住居確保給付金とは

離職または、やむを得ない休業等（個人の責めに帰すべき理由、都合によらない就業機会等の減少）により経済的に困窮している状態であって、就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、港区生活・就労支援センターによる就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(1) 支給額：下記の上限額を限度として、収入に応じて調整された額を支給

※1 上限額

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人～ 6人世帯	7人以上 世帯
上限額	69,800 円	75,000 円	81,000 円	86,000 円	91,000 円	97,000 円

(2) 支給期間：3か月間

（一定の条件により3か月間の延長、再延長が可能。最大9か月）

(3) 支給方法：大家等へ代理納付

(4) 支給要件、支給額等は次の基準額に基づき計算します。

世帯人数	基準額
1人	84,000円
2人	130,000円
3人	172,000円
4人	214,000円

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の(1)～(8)のいずれにも該当する方が対象となります。

(1) 離職または、やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがあること。

(2) ①または②のいずれかに該当すること。

①申請日において、離職等の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事業により引き続き三十日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を二年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。

②就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職等と同等程度の状況にある。

- (3) ①離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。  
 ②申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。
- (4) 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額（「収入基準額」）以下であること。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし、交通費支給額は除く）。

※定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りを含む。

※自営・フリーランスの場合、事業収入（経費を差し引いた控除の額）。

世帯人数	A 基準額	B 家賃額 (上限額)	C 収入基準額 (A基準額+B家賃額) ※家賃額は、左の額を 上限とする
1人	84,000円	69,800円	153,800円
2人	130,000円	75,000円	205,000円
3人	172,000円	81,000円	253,000円
4人	214,000円	86,000円	300,000円
5人	255,000円	91,000円	346,000円
6人	297,000円	91,000円	388,000円
7人～	334,000円～	97,000円	431,000円～

- (5) 申請日において、申請者及び申請者と生活の一つにしている同居の親族の預貯金、現金、債権、株式、投資信託の合計額が次の表の金額（「資産基準額」）以下であること。（ただし100万円を超えない額）

※負債があっても、金融資産と相殺はしません。

世帯人数	(基準額)		資産基準額
1人	84,000円	×6	504,000円
2人	130,000円	×6	780,000円
3人	172,000円	×6	1,000,000円
4人	214,000円	×6	1,000,000円

- (6) 公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。

ただし、上記(2)②に該当する者のうち、自営業者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立に資すると十分見込まれるものと都道府県等が認める場合は、申請日の属する月から起算して三か月間（受給期間を延長する場合であって、都道府県等が認めるときには最長六か月間）に限り、経営改善のための活動を行うことをもって、前段の求職活動に代えることができる。

（※詳細は、5ページ「住居確保給付金受給中の義務」を参照）

- (7) 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- (8) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

## 住居確保給付金の支給額

- ・月の世帯の収入合計額が基準額以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額（家賃額は※1の額を上限とします）
- ・月の世帯の収入合計額が基準額を超え、「収入基準額」未満の方は、以下の数式により算出された額となります。  
住居確保給付金支給額 = 基準額 + 実家賃額 - 月の世帯の収入合計額  
（支給額は※1の額を上限とします）

## 住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

（※ 社会福祉協議会の審査があります）

### 生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）とあわせて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

（1）住宅入居費：40万円以内

（2）生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）

貸付期間 原則3か月 最長1年間

（3）一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.5%

## 住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

（※社会福祉協議会の審査があります）

### 臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付  
（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

## 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（第1-1号様式）
- ② 住居確保給付金申請時確認書（第1-1A号様式）
- ③ 本人確認書類（次のいずれか、ただし顔写真のない証明書の場合2つ以上）  
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、在留カード等
- ④ 離職・休業等関係書類  
【離職の場合】離職後2年以内であることが確認できる書類（いずれか1つ以上）  
雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、有期雇用契約の非更新通知、退職所得の源泉徴収票、健康保険任意継続被保険者証、退職証明書等  
※離職後に疾病、負傷、育児等により引き続き30日以上求職活動が出来なかった場合は、その事実を証明できる書類  
【やむを得ない休業等の場合】離職等と同じ程度の状況にあることを確認できる書類  
例）休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書
- ⑤ 収入関係書類  
申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、収入が確認できる書類  
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金を受けている場合は「支給通知書」
- ⑥ 金融資産関係書類  
申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等  
・複数世帯の方は全員の分をご持参ください。  
・休眠口座・ネットバンクを含む総ての口座が対象です。  
・申請日の直近で記帳してください。  
・通帳繰り越しにより記帳ページが3か月に満たない場合、繰り越し前の通帳もあわせてご持参ください。  
・ネットバンクの場合の明細書等を印刷してご持参ください。
- ⑦ 求職申込関係書類  
【離職・廃業された方】  
・ハローワークの発行する「求職受付票（ハローワークカード）」等
- ⑧ 入居（予定）住宅関係書類  
・入居住宅に関する状況通知書（第2-2号様式）  
・現在の住宅の「賃貸借契約書」  
・家賃の支払い状況を確認できる書類  
・光熱水費等の支払いを確認できる書類

# 住居確保給付金の申請から決定まで

## 【住居を喪失している方】

### ◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を港区生活・就労支援センターに提出します。申請書類を提出されますと、次の用紙をお渡しします。
  - ① 住居確保給付金支給申請書の写し（不動産業者等提示用）
  - ② 入居予定住宅に関する状況通知書（不動産業者等提示用）
- ・住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。  
(※社会福祉協議会の審査があります。必要書類は社会福祉協議会にご確認ください)

### ◆ 入居予定住宅の確保

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は港区内です。
- ・敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えてください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

### ◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を港区生活・就労支援センターに提出してください。

### ◆ 住居確保給付金の審査

- ・審査の結果、受給資格ありと判断された場合、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付され、あわせて「住宅確保報告書」の用紙が配布されます。
- ・受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。

### ◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。
- ・住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。  
(※社会福祉協議会の審査があります。必要書類は社会福祉協議会にご確認ください)

#### ◆ 賃貸借契約の締結

- ・「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付き契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- ・総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

#### ◆ 入居手続き

- ・住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- ・すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

#### ◆ 住居確保給付金支給の決定

- ・既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住宅確保報告書」を港区生活・就労支援センターに提出してください。
- ・「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」の用紙、必要に応じて「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- ・住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・住居確保給付金は自治体から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- ・臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- ・総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

## 住居確保給付金受給中の義務

以下の受給中の義務を怠った場合、給付を中止することがあります。

【離職・廃業された方】【休業等のうち就労を目指す方】

【休業等の自営業者のうち経営改善を行う方※再延長の場合】

(1)	・月4回以上、港区生活・就労支援センターに面接・電話等による支援を受ける必要があります。(月に2回は面談を受ける必要があります)
(2)	・毎月2回以上、「職業相談確認票」をご持参のうえ、公共職業安定所(以下、「ハローワーク」という。)の職業相談、紹介を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。 なお、電話による職業相談、紹介も可能です。その場合、担当者名を電話で聞き取り、相談日、支援内容等を自身で記載してください。
(3)	・週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。 ハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。「常用就職活動状況報告書」に記載してください。

【休業等の自営業者のうち経営改善を行う方】※最長6ヵ月まで

(1)	・月4回以上、港区生活・就労支援センターに面接・電話等による支援を受ける必要があります。
(2)	・原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける必要があります。
(3)	・経営相談先の助言等のもと、経営改善に向けた活動計画を作成し、月1回以上、計画に基づく取組行ってください。 活動状況は「自立に向けた活動状況報告書」に記載して提出してください。

## 受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職した場合は、「常用就職届」を港区生活・就労支援センターへ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、港区生活・就労支援センターに毎月提出してください。

「常用就職」とは、雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもので、正社員及び非正規社員を問わず、同一事業所等で長期間勤務を継続する就業形態を指し、アルバイト、パート等も含まれます。

## 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。  
※延長・再延長には、求職活動等を誠実かつ熱心に行っており、その他支給の要件に該当している必要があります。
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長、再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入及び預貯金分かる書類を準備し、港区生活・就労支援センターへ申請してください。

## 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
  - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
  - ・収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
  - ・受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、港区生活・就労支援センターの指導により同一自治体内での転居が適当な場合
- ◆ 港区生活・就労支援センターに申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をご持参のうえ、港区生活・就労支援センターへお越しください。

## 住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 求職活動を行わない場合、または、求職活動等の状況報告を、毎月1回港区生活・就労支援センターに報告すること等、求職要件を怠る場合には、支給を中止します。
- ◆ 受給者が常用就職または受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労により得られた収入が「収入基準額」を超えた場合は、原則として、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止します。

- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、港区生活・就労支援センターの指示による場合を除く。）については、支給を中止します。  
転居する場合は、必ず事前に港区生活・就労支援センターに連絡してください。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 上記のほか、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合は、支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過し、次の①または②のいずれかに該当すれば、再支給を受けられる場合があります。
  - ① 常用就職後に本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで解雇、廃業となった場合  
 住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、住居確保給付金の支給終了後に会社の都合で解雇その他事業主の都合による離職となった場合。または、住居確保給付金を受け、業務上の収入を得る機会が増加したあとに、本人の責めに帰すべき理由や個人の都合によらないで廃業となった場合。  
 （※最後に住居確保給付金の申請をした日が令和6年3月31日以前であって、住居確保給付金の支給が終了した後に解雇その他事業主の都合による離職になった場合は、支給終了してから1年を経過している必要はありません）
  - ② 給与または業務上の収入が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合  
 住居確保給付金を受け、給与または業務上の収入を得る機会が増加したあとに、個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少した場合。

## 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

【お問い合わせ先】

港区生活・就労支援センター

〒106-8515

港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階

電話 03-5114-8826

FAX 03-3505-3501